

令和4年2月16日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪維新の会 大阪府議会議員団
代 表 森 和 臣
幹 事 長 杉江 友介
政務調査会長 笹川 理
総 務 会 長 西林 克敏

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（第15弾）

新型コロナウイルス（オミクロン株）による感染がまだまだ猛威を振るう中、社会経済活動を守りながら、コロナ禍から府民を守るという両面について、日夜奮闘していただいていることについて、敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

わが会派では、オミクロン株の、とりわけ社会福祉施設におけるクラスター発生の状況を踏まえ、このままでは、感染拡大はもちろんのこと、府民生活の維持に重大な影響のある社会福祉事業の運営継続が困難になるのではないかとの問題意識のもと、2月1日の政調会において、具体的に問題提起し、その後、関係部局と議論するとともに、本日、社会福祉事業関係者から現状やご要望をいただき、意見交換を行いました。

社会福祉事業関係者の皆さんから、府民の活動や生活を守るというエッセンシャルワーカーとしての基本的な役割を維持すべく、各施設での創意工夫はもちろん施設間の連携も深め、福祉サービスの継続について数々の努力を重ねてこられたことをお聞きしました。

一方で、オミクロン株による感染の急拡大や感染の長期化や、そもそも基礎疾患のある方が多く、濃厚接触を避けにくい業務内容等によりクラスターの発生の可能性が高いなど、施設種別を問わず現場での負担はさらに増加しているとのことです。

さらには、知事がおっしゃっているように、病床ひっ迫の大きな要因の一つとされる高齢者の感染急拡大に関しても、状態の安定した方から早期退院していただくとしても、施設における感染拡大防止の観点からは、安心して施設に戻っていただくための方策が不可欠です。

そこで、オミクロン株の特性等を踏まえ、福祉事業における感染拡大の防止と、経営の安定に焦点をあて、下記の項目について要望します。

記

1. 福祉現場での感染防止対策に必要な経費や物品は、国（大阪府）が負担・確保すること。

特に、感染拡大防止に不可欠な検査キットについては、国（大阪府）が責任をもって確保し、各施設に現物として支給すること。

2. 福祉事業におけるすべての利用者や職員に対し、早急かつ優先的に 3回目のワクチンが接種できるように条件整備すること。

3. 感染拡大の懸念等を踏まえた事業活動の縮小や利用控え等によって発生している、福祉事業における報酬等の減収について、コロナ終息後の福祉サービス供給の維持も見据え、コロナの影響によって減収となった相当額を国（大阪府）の責任において補填すること。
少なくとも、福祉施設において支出した感染拡大防止等関連経費について、支援制度を大幅に拡充すること。
4. ひっ迫している軽症・中等症向けの病床確保について、病状が安定した患者を施設に復帰させるに際し、施設における感染拡大の懸念を払しょくするため、感染拡大の懸念がなくなるまでの間の滞在先として、大阪コロナ大規模医療・療養センター（中等症病床30床）を活用すること。
そのために、同センターにおいて、介護・介助スタッフを配置・確保すること。
5. 福祉施設における感染拡大に伴って、支障が生じている人材の確保について、事業継続が可能となるような緊急時の人材確保方策を検討すること。
6. 国から応援派遣いただく医療従事者の方々に、福祉施設や家庭等への往診を担っていただくよう、国との調整を行い、その仕組みを整備すること。
7. 現在の新規陽性者数や病床使用率等を勘案し、まん延防止等重点措置の延長を国に要請すること。

《背景等》

社会福祉事業においては、極めて高度な感染防止対策が強く求められており、それに伴って、パーティションや消毒液、マスク、検査キットといった、各種の感染拡大防止にかかる物品の確保が不可欠です。

また、感染拡大の懸念等を踏まえた事業活動の縮小や利用控え等によって報酬等の減収が生じている一方で、収入は、公定価格であり、収入の減少や支出の増大を利用料等の値上げ等によって対応することはできません。

とりわけ、オミクロン株の感染が拡大し、施設従業員やその家族が感染したり、濃厚接触者となったりすることにより、施設運営の継続自体も懸念され、事態は深刻です。

この間、国や大阪府では、医療機関についての収入の補填や、コロナ感染拡大に伴って大きな影響を受ける飲食店等の事業者への支援などに取り組んできました。

一方、社会福祉事業者に対しては、感染拡大防止にかかる「かかり増し経費」や、感染症が発生した施設に対する運営継続補助といった補助メニューを打ち出しましたが、必ずしも十分ではありません。

中でも、高齢介護の分野では、基礎疾患のある人も多く、また、高齢ということだけで重症化のリスクが高いとされているにも関わらず、コロナに感染した場合、一般の医療機関ではケアの継続が困難であり、また、施設に医師が配置されているとのことで、コロナに感染したとしても、介護施設で介護を継続することや、いったん入院した場合にも、早期に退院し、介護施設への復帰が求められています。

しかし、介護施設は、介護が専門であって、医療が専門ではなく、また、介護業務自体が濃厚接触が前提となっており、感染症対策のゾーニングなど、施設構造上、そもそも想定されていないことから、格別の対応が不可欠です。